

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正に基づくコンプライアンス研修 理解度チェック用紙

■ 解答 (選択肢に○をしてください。)

問題1: 不正の基礎知識に関して、以下の理解は正しいと思いますか?

私的流用ではなく研究への活用であれば、業者に預けた資金を翌年度以降の研究費や謝金等の用途に活用する工夫は、研究を効率化するものであるから推奨される。

①正しい ②間違っている ③わからない

問題2: 不正の基礎知識に関して、以下の理解は正しいと思いますか?

研究協力者の学会参加費用などを捻出するために、研究協力者の出勤簿の勤務時間を毎日1時間ずつ水増しして作成させ、機関に請求して差額をプールする行為は、不正に当たる。

①正しい ②間違っている ③わからない

問題3: 不正の基礎知識に関して、以下の理解は正しいと思いますか?

航空券を正規価格で購入し機関に旅費を申請した後、当該航空券をキャンセルして払い戻しを受け、改めて格安航空券を購入することで発生した差額を私的に利用する行為は、不正に当たる。

①正しい ②間違っている ③わからない

問題4: 研究費の利用方法として、以下の考え方は正しいと思いますか?

単年度決算の研究費で研究が計画通りに進捗せずに、年度末に研究費が余ってしまったため、返金する。

①正しい ②間違っている ③わからない

問題5: 個人の利益を得るための私的流用と認定された場合(金額としては1万円と少額)、応募制限期間は何年になりますか?

①3年 ②5年 ③10年

問題6: 研究費の有効利用の方法として、以下の方法は認められると思いますか?

研究課題Aの予算が節約により余ったため、研究課題Bの消耗品の購入に利用する。

①認められる ②認められない ③わからない

問題7: 研究費の有効利用の方法として、以下の方法は認められると思いますか?

単年度決算の研究費で年度末に予算が余ったため、翌年度の研究に備えてレーザープリンタのトナーの予備を複数個購入する。

①認められる ②認められない ③わからない

問題8: 予算を効率よく利用する工夫として、以下の方法は認められると思いますか?

年度末に発注した物品の納品が翌年度になってしまうことが分かったため、業者に納品書に記載される納品日を年度内の日付に訂正してもらった。

①認められる ②認められない ③わからない

問題9: 旅費の利用方法として、以下の対応は正しいと思いますか?

出張命令の出張期間よりも1日早く用務が完了したが、すでに復路分の交通機関の予約を行っていたため、そのまま用務地に留まり、他の研究のための情報収集(他の研究機関の研究者との情報交換)に利用した。後日の出張報告では他の研究のための情報収集にあてた日の日当も含め、出張期間全日にわたり日当を申請した。

①正しい ②間違っている ③わからない

問題10: 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に関して以下の理解は正しいと思いますか?

研究活動の不正行為への対応は研究者、大学等の自律に基づく自浄作用としてのみなされるべきで、大学等の研究機関が組織としての責任体制の確立による管理体制の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進する必要はない。

①正しい ②間違っている ③わからない

解答 問1② 問2① 問3① 問4① 問5③ 問6② 問7② 問8② 問9② 問10②

■ アンケート:

・本研修の理解度をご回答ください。

①よく理解できた ②おおよそ理解できた ③あまり理解できなかった ④理解できなかった

日付 20 年 月 日

所属 ( ) 職位 ( ) 氏名 ( )

以上

\*公的研究費を受給・新規申請をおこなう研究者は、イントラネットの視聴によりコンプライアンス研修を受講の上、以下「誓約書」を各キャンパスのリサーチオフィス（朱雀キャンパスは研究企画課）に提出してください。

## 誓約書

立命館大学長 殿

私は、公的研究費\*が税金で賄われていることを十分認識し、研究費を公正かつ効率的に使用する（適正に執行する）とともに、研究において不正行為を行わない（不正行為を行わないことを周知徹底する）ことについて、次の通り誓約します。

1. 「立命館大学研究倫理指針」を遵守します。
2. 公的研究費の執行にあたっては、当該研究費が定める経理規則、「立命館大学における公的研究費の管理に関する規程」、「研究費執行ガイドブック（研究者用）」等（以下「規則等」）を遵守して、交付された公的研究費を適正に使用します（適正に執行します）。
3. 業務監査室から調査協力の要請があった場合には、求めに応じ誠実に協力、対応します。
4. 規則等に違反して、不正な申請、交付、執行を行った場合は、文部科学省や日本学術振興会等の公的資金配分機関と立命館大学が定める処分を受けることを理解しています。

<\*公的研究費>

- ①科学研究費助成事業（科研費）
- ②文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的資金
- ③政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
- ④文部科学省等からの通知または、配分機関が示すルールで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じ、適切な管理・監査を行うこと」とされた補助金等

記入日付： 20      年      月      日

教職員番号： \_\_\_\_\_

所 属： \_\_\_\_\_

職 位： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_（自署）

日本学術振興会特別研究員（DC）は、教職員番号に学生証番号を、職位にDC1 または DC2 を記入してください。

【注意】 誓約書を提出されないと、公的研究費の受給・執行に携わることができなくなります

### 【事務局欄】

受領（受付） （RO・研究企画課）	採番処理（研究企画課）	事務局通信欄
印 年 月 日	印 年 月 日	

2019/04 版

（注） A4 判（縦長）・両面印刷すること